

一般財団法人大船渡市体育協会 負担金徴収規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人大船渡市体育協会定款(以下「定款」という。)第46条に定める加盟団体が支払う負担金に関する必要事項を定め、それによって一般財団法人大船渡市体育協会の運営のため安定的な収入を確保することを目的とする。

(負担金)

第2条 定款第46条に規定する負担金は、次に掲げるところによる。

加盟団体 10,000円

2 加盟団体の負担金は、この法人の毎事業年度の管理運営費に充てるものとする。

(負担金の納入)

第3条 新たに入会した加盟団体は、入会申込書を会長に提出し、理事会及び評議員会の承認を得た日から60日以内に、その事業年度の負担金を所定の方法により納入しなければならない。

2 加盟団体は、毎事業年度の負担金として、当該年度末月までに所定の方法により納入しなければならない。

(資格喪失に伴う加盟団体の負担金納入義務等)

第4条 加盟団体が事業年度の途中において退会するときは、当該事業年度の未納負担金を納入しなければならない。

2 この法人は、加盟団体が既に納入した負担金については、これを返還しない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て、行うものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、負担金に関する必要な事項は理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。